

「長野県中小企業振興審議会」の概要

1 設置根拠

長野県附属機関条例（令和2年3月19日長野県条例第3号）

2 任務

次の事項について調査審議を行います。

- (1) 中小企業の振興対策に関する事項
- (2) その他の中小企業の振興に関する重要事項

3 委員

- (1) 人 数 15名以内
- (2) 構 成 商工業者、金融機関の代表者、学識経験者
- (3) 任 期 2年（令和10年3月31日まで）
- (4) 報酬等 長野県の規定に基づいて報酬及び旅費を支給します。

4 開催頻度

- (1) 全体会 原則として年1回（全委員対象）
- (2) 専門部会 必要に応じて年1～2回程度（専門部会の委員のみ）

（参考）最近の審議会の開催状況

年月日	審議会（全体会／専門部会）	内 容
R7. 8. 27	全体会	中小企業振興策・生産現場見学等
R7. 3. 21	全体会②	産業労働施策の効果的な情報発信方法 等
R6. 9. 9	全体会①	人口減少下における中小企業の生産性向上 等
R6. 3. 27	全体会②	長野県少子化・人口減少対策戦略方針（案） 等

5 その他

会議は原則として公開します。（会議の傍聴、議事録要旨の公表）